

(案)

資料2-2

個情第 号  
令和4年〇月〇日

内閣総理大臣  
岸田 文雄 殿  
総務大臣  
寺田 稔 殿  
法務大臣  
葉梨 康弘 殿  
文部科学大臣  
永岡 桂子 殿  
厚生労働大臣  
加藤 勝信 殿

個人情報保護委員会  
委員長 丹野 美絵子  
( 公 印 省 略 )

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第4項の規定  
に基づく意見について (回答)

令和4年9月27日付けデ社第538号等をもって意見を求められた件について、別紙のとおり回答する。

以上

(別紙)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第5条第4項  
の規定に基づく意見（案）

令和4年〇月〇日  
個人情報保護委員会

地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施に当たっては、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者及びガバメントクラウド運用管理補助者等の官民の幅広い主体において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に基づき、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報を含む個人に関する情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いが確保されることが肝要である。

こうした基本的視座に立った上で、地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「標準化基本方針」という。）に定められた各施策について、次の点に留意することが必要である。

- (1) 令和5年4月以降、地方公共団体における個人情報等の取扱いについても個人情報保護法が適用されることになることを踏まえ、各地方公共団体においては、同法の規律に則り、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保すべきこと。
- (2) 国及び地方公共団体（以下「国等」という。）において、個人情報等を取り扱うシステムを構築及び利用する際には、その透明性と信頼性の確保が特に重要であることから、政策目的や国民が得ることが期待される便益を明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に国民に説明すべきこと。
- (3) 国等において、個人情報等を取り扱うシステムを構築及び利用するに当たり、取り扱うデータの内容、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA（Privacy Impact Assessment: 個人情報保護評価）の手法を用いることや、個人情報等の取扱いに関する責任者の設置などのデータガバナンスの体制を構築することは、システムの透明性と信頼性の確保のために有効かつ重

要であること。

(4) デジタル庁において、国、地方公共団体、クラウドサービス事業者及びガバメントクラウド運用管理補助者等における個人情報等の取扱いについては、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、令和 4 年 4 月 1 日最終変更。）、「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」（令和 4 年 5 月 25 日個人情報保護委員会決定。①個人情報等の取扱いの必要性・相当性、②個人情報等の取扱いに関する適法性、③個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性、④個人情報等の取扱いに関する外延の明確性、⑤個人情報等の取扱いの安全性、⑥個人情報等に係る本人関与の実効性、⑦個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性から構成される。）等を始めとする、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること。

(5) ガバメントクラウド上で地方公共団体が取り扱う個人情報の漏えい等が発生した場合において、当該団体が個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を適時適切に行うことができるようにするため、デジタル庁及びクラウドサービス事業者においては、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。

以上